



# 鳥取県公報

平成13年3月1日(木)  
号外第9号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

公安規則 鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（総務課）..... 1

## 公安委員会規則

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

### 鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会運営規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第45条の規定に基づき、鳥取県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、<u>法に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（委員会の権限行使）</p> <p>第2条 委員会は、会議の議決によりその権限を行う。</p> <p><u>2 委員会は、法第47条第2項の鳥取県警察の事務（以下「警察事務」という。）について、その運営の大綱方針を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の大綱方針は、警察事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。</u></p> <p><u>4 委員会は、警察事務の処理が第2項の大綱方針に適</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第45条の規定に基き鳥取県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し同法に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（委員会の権限行使）</p> <p>第2条 委員会は、会議の議決によりその権限を行う。</p>

合していないと認めるときは、鳥取県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を求めるものとする。

（臨時会議）

第5条 略

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を求めることができる。この場合においては、委員長は、臨時会議を招集しなければならない。

3 本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を要請することができる。

（臨時会議）

第5条 略

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を求めることができる。この場合に於ては委員長は臨時会議を招集しなければならない。

3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を要請することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。